添付書類について

排水設備新設等(変更)確認申請書に添付する書類は、次のとおりです。

① 位置図

- 縮尺は１／２５０以上とすること。
- 申請地全体の位置がわかるものとすること。

② 平面図・断面図

- 地表と管渠の勾配を示したもので、縮尺は横１／３００、縦１／３０以上とすること。
- 建築物の区画及び台所や浴室、水洗便所など汚水を流すものの位置がわかること。
  （雨水排管など大量に真水が流れ込むものは接続できません。）
- 管渠の配置、形状及び寸法がわかること。
- 管渠の内径は１００mm以上とし、勾配は１％とすること。ただし、建物から公共枡までの延長が３m以下の場合は７５mm以上とする。

【その他】

- 県道又は市道の場合、警察協議及び道路占用申請は、市が行います。
- 本申請書を提出後、市にて内容を確認し、お手元に排水設備新設等（変更）確認通知書が届き次第、工事を開始することができます。
- 工事が終わりましたら、速やかに工事完了届を提出してください。

※ 様式は、農政課または山武市ホームページよりダウンロードできます。
https://www.city.sammu.lg.jp/page/page004339.html

【お問い合わせ】
山武市農業集落排水事業
〒289-1392　山武市殿台 296 番地
産業振興部 農政課 農業集落排水係
TEL：0475-80-1214
FAX：0475-82-214